

瀬戸市告示第35号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
文化ホール、文化交流館使用料及び瀬戸市美術館入館料の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市文化振興財団</u>	文化ホール、文化交流館使用料及び瀬戸市美術館入館料の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市文化振興財団</u>
文化ホール、文化交流館及び瀬戸市美術館での瀬戸市刊行物売払代金の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市文化振興財団</u>	文化ホール、文化交流館及び瀬戸市美術館での瀬戸市刊行物売払代金の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市文化振興財団</u>
瀬戸市新世紀工芸館での研修費及び施設等使用料の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市文化振興財団</u>	瀬戸市新世紀工芸館での研修費及び施設等使用料の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市文化振興財団</u>
瀬戸蔵ミュージアム入館料の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u>	瀬戸蔵ミュージアム入館料の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市開発公社</u>

瀬戸蔵施設等使用料及び駐車場使用料の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u>
<省略>	<省略>
瀬戸市老人憩いの家使用料の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u>
瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）第11条に規定する有料公園施設使用料の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u>
<省略>	<省略>
瀬戸市定光寺野外活動センター施設等使用料の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u>
狂犬病予防注射等手数料の徴収事務	社団法人愛知県獣医師会 瀬戸・尾張旭・長久手獣医師会
斎苑施設の使用料及び手数料の徴収事務	<u>コニックス株式会社</u>
粗大ごみ処理手数料の収納事務	日本グリーンボックス株式会社 <u>郵便局株式会社</u>
<省略>	<省略>

瀬戸蔵施設等使用料及び駐車場使用料の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市開発公社</u>
<省略>	<省略>
瀬戸市老人憩いの家使用料の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市開発公社</u>
瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）第11条に規定する有料公園施設使用料の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市開発公社</u>
<省略>	<省略>
瀬戸市定光寺野外活動センター施設等使用料の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市開発公社</u>
狂犬病予防注射等手数料の徴収事務	社団法人愛知県獣医師会 瀬戸・尾張旭・長久手獣医師会
粗大ごみ処理手数料の収納事務	日本グリーンボックス株式会社
<省略>	<省略>

保育料の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海	保育料の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海
	三菱UFJニコス株式会社		三菱UFJニコス株式会社
	<u>社会福祉法人菱野団地子どもセンター</u>		
	<u>社会福祉法人放光福祉会</u>		
	<u>株式会社トットメイト</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>